

15. 国土交通大臣の意見に対する事業者の対応

成田新高速鉄道線（印旛～成田）の環境影響評価書に係る国土交通大臣の意見が平成17年10月20日に述べられた。国土交通大臣の意見及び事業者の対応について以下に示す。

国土交通大臣の意見	事業者の対応
1.事業実施にあたっては、自然生態系に与える影響に十分配慮し、希少鳥類の生息状況を把握するなど環境に対する負荷の低減に努めること。	事業実施にあたっては、自然生態系に与える影響に十分配慮し、希少鳥類の生息状況などを把握し環境に対する負荷の低減に努めます。
2.サンカノゴイ等の湿地性鳥類の生息地に係る代償措置としてのヨシ原等の造成については、代償措置を実施するに至った検討結果を整理した上で、その実効性を確保するため、専門家の指導・助言を得ながら、以下の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。	サンカノゴイ等の湿地性鳥類の生息地に係る代償措置としてのヨシ原等の造成については、代償措置を実施するに至った検討結果を整理した上で、その実効性を確保するため、専門家の指導・助言を得ながら、(1)から(3)の措置を講じます。また、その旨を評価書p7.2.1-315、p8-12に記載しました。
(1) サンカノゴイ等の生息地にかかる工事を実施する前に代償となるヨシ原等の造成に着手し、鳥類が生息できる環境を可能な限り早期に確保すること。	サンカノゴイ等の生息地にかかる工事を実施する前に代償となるヨシ原等の造成に着手し、鳥類が生息できる環境を可能な限り早期に確保します。
(2) 造成にあたり、動植物の生息・生育環境に与える影響及び工事に伴う濁水などの影響を極力回避すること。	造成にあたり、動植物の生息・生育環境に与える影響及び工事に伴う濁水などの影響を極力回避します。
(3) 水位変動などを含めたヨシ原等の生息環境が将来にわたり維持管理しやすいよう、造成場所や構造について十分検討するとともに、適切な管理がなされるよう関係機関等との調整に努めること。	水位変動などを含めたヨシ原等の生息環境が将来にわたり維持管理しやすいよう、造成場所や構造について十分検討するとともに、適切な管理がなされるよう関係機関等との調整に努めます。
3.オオタカ及びサシバに対するコンディショニングに際しては、計画路線周辺に多数の営巣地が確認されていることから、専門家の指導・助言を得ながら、工事着手前及び事後にこれらの繁殖状況等を調査し、生息環境への影響の低減方法について十分検討すること。また、これらの繁殖に影響が生じるおそれがある場合、営巣期の工事中断を含め適切な措置を講じること。 以上について評価書に記載すること。	オオタカ及びサシバに対するコンディショニングに際しては、計画路線周辺に多数の営巣地が確認されていることから、専門家の指導・助言を得ながら、工事着手前及び事後にこれらの繁殖状況等を調査し、生息環境への影響の低減方法について十分検討し、また、これらの繁殖に影響が生じるおそれがある場合、営巣期の工事中断を含め適切な措置を講じることとします。 以上について評価書p7.2.1-314、p7.2.3-68に記載しました。
4.評価書において、「予測にあたっての配慮事項」と「環境保全措置」との相互の関係が不明確であるので、「環境保全措置以外に実施する配慮事項」も含めて再度、全体を整理すること。 また、鉄道供用後も併設される道路の工事が行われることから、事後調査等に関して関係機関との連携について明確にし評価書に記載すること。	「予測にあたっての配慮事項」と「環境保全措置」との相互の関係が不明確であるため、「環境保全措置以外に実施する配慮事項」も含めて再度、全体を整理し評価書に記載しました。 また、鉄道供用後も併設される道路の工事を行うことから、事後調査や環境保全措置に関して道路事業者である千葉県と連携してまいります。その旨を、評価書p8-1、p9-1に記載しました。
5.環境保全技術の開発の進展等を鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるなど環境保全措置の実施に努めること。	環境保全技術の開発の進展等を鑑み、最新の動向を踏まえ、実施可能なより良い技術が開発された場合は関係機関と協議し、必要に応じて採用に努めてまいります。